

# 全 員 協 議 会

日 時 令和6年3月12日（火）  
午前9時30分から  
場 所 議場

付議事項  
議運決定事項について

# 第 1 7 回議運決定事項

令和 6 年 3 月 8 日（金）

令和 6 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について

(1) 執行部から議案 1 件を追加提出し、及び議案第 2 1 号を訂正したい旨の申入れがあり、議事日程に追加することとした。なお、議案第 2 1 号の訂正内容は、**資料 1** のとおりである。

(2) 追加議案については、次のとおりとした。

総務文教常任委員会に付託

議案第 4 3 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)

(3) 議員提出議案の提出について

「山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を 3 月 2 7 日に上程し、即決することとした。なお、その内容は**資料 2** のとおりとした。

(4) 議員派遣について

令和 6 年 3 月 2 2 日（金）午前 1 0 時から、LABV 事業の新施設である「A スクエア」に全議員を派遣することとした。

(5) (1) から (4) までに伴う議事日程の変更案については、次のとおりとした。

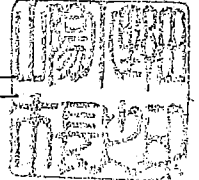
3	1 2	火	午前 1 0 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会・現年度）
			委員会終了後	本会議	・付託案件（令和 5 年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ <u>議案第 2 1 号の訂正について</u> ・令和 6 年度関係議案 3 2 件に対する質疑及び委員会付託 ・ <u>議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</u> ・ <u>議員派遣について</u>
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会・新年度）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	27	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・<u>議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u></li> <li>・閉会中の調査事項について</li> </ul>

山 総 第 7 号  
令和6年(2024年)3月8日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市長 藤田 剛



事件の訂正の請求について

令和6年2月22日に提出した議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、下記のとおり訂正したいので、山陽小野田市議会会議規則第18条の規定により請求します。

記

訂正の理由及び内容

提出後に追加すべき内容が判明したため訂正するものです。

訂正後	訂正前
<p>(山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年山陽小野田市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。</p> <p>第2条中「第173条」を「第173条の4」に改める。</p>	<p>(山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年山陽小野田市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。</p>

## 議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 中 村 博 行  
賛成者 山陽小野田市議会議員 宮 本 政 志  
賛成者 山陽小野田市議会議員 森 山 喜 久  
賛成者 山陽小野田市議会議員 伊 場 勇  
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗  
賛成者 山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「大学推進室の所管に属する事項」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、  
議長の指名による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任

されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>企画部の所管に属する事項</p> <p>協創部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>(以下「委</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>企画部の所管に属する事項</p> <p>協創部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p><u>大学推進室の所管に属する事項</u></p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>(以下「委</p>

員」という。)の選任は、議長の指名による。

員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。



(改正の理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、令和5年第4回(12月)市議会定例会において、「山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について」を可決し、令和6年4月1日から大学推進室の所管事務が企画部企画課に移管されることに伴い、所要の改正を行うもの及び円滑な委員会運営に資するため、委員の選任は、議長が会議に諮ることなく指名するよう改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。